







事の権限に属する事務															
十 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限	1 略														
	2 同条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免									○			保育専門学院長		
十二 鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略														
	12 其他の事務	1 保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び民間給与等改善費の加算費の承認（町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。）											○	福祉事務所長 日野総合事務所 福祉保健局長	
	2 母子福祉小口貸付事業要領に基づく貸付けの決定及び交付													○	福祉事務所長 日野総合事務所 福祉保健局長
	3 児童福祉法第38条から第40条までに規定する施設に係る同法第46条の規定による報告の徴収等 （一）市に所在する施設に係るもの （二）町村に所在する施設に係るもの			○											○
4 児童福祉法第38条及び第38条から第40条までに規定する施設に係る鳥取県補助金等交付規則第14条に規定する検査並びに第18条に規定する審査及び現地調査等 （一）市に所在する施設に係るもの （二）町村に所在する施設に係るもの				○										○	福祉事務所長 日野総合事務所 福祉保健局長
医務課 課 事 課	一～五 略														
六 農科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略														
七～十三 略															
十四 保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略														
十五及び十六 略															
十七 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成	1 略														
2 同条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免										○					

基づく知事の権限に属																	
九 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限	1 略																
	2 同条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免										○						
十一 鳥取県福祉生業学金貸与規則（昭和27年6月鳥取県規則第41号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第14条第1項の規定による福祉生に貸与した奨学金の徴収												○		福祉事務所長		
	十二 其他の事務	1 保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び民間給与等改善費の加算費の承認（町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。）													○	福祉事務所長	
	2 母子福祉小口貸付事業要領に基づく貸付けの決定及び交付															○	福祉事務所長
3 児童福祉法第51条第1号の2の事務処理の実地調査 （一）市の事務処理状況に係るもの （二）町村の事務処理状況に係るもの												○				○	福祉事務所長
一～五 略																	
六 農科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略																
七～十三 略																	
十四 保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略																
6 同法第54条から第56条までの規定による保健婦又は看護婦の免許及び助産師名簿への登録														○			
十五及び十六 略																	
十七 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成	1 略																
2 同条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免													○				

7年鳥取県 条例第4号 )に基づく 知事の権限 に属する事 務	(一) 鳥取看護専門 学校に係るもの (二) 倉吉総合看護 専門学校に係るもの									○ 鳥取看護専門 学校長 ○ 倉吉総合看護 専門学校校長
3～5 略										
十八 鳥取県 立鳥取看護 専門学校学 則 (昭和52 年鳥取県規 則第13号) )に基づく知 事の権限に 属する事務	1 略									
十九 鳥取県 立倉吉総合 看護専門学 校学則 (昭 和52年鳥取 県規則第14 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 略									
二十 鳥取県 立歯科衛生 専門学校学 則 (昭和39 年鳥取県規 則第15号) )に基づく 知事の権限 に属する事 務	1及び2 略									
二十一 鳥取 県立歯科衛 生専門学校 学則 (昭和 57年鳥取県 規則第20号 )に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 略									
二十二～四十 略										

健康  
対策課

7年3月鳥 取県条例第 4号)に基 づく知事の 権限に属す る事務										
3～5 略										
十八 鳥取県 立鳥取看護 専門学校学 則 (昭和52 年3月鳥取 県規則第13 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 略									
十九 鳥取県 立倉吉総合 看護専門学 校学則 (昭 和52年3月 鳥取県規則 第14号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略									
二十 鳥取県 立歯科衛生 専門学校学 則 (昭和39 年3月鳥取 県規則第15 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1及び2 略									
二十一 鳥取 県立歯科衛 生専門学校 学則 (昭和 57年3月鳥 取県規則第 20号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 略									
二十二～四十 略										

健康  
対策課

一 精神保健 及び精神障 害者福祉に 関する法律 (昭和25年 法律第123 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第19条の8の 規定による県が設置 する精神病院に代わ る施設の指定		○							
	2 同法第19条の4第 2項の規定による指 定医の職務の指定 (一) 同項第1号に 掲げるものに係る もの (二) (一)以外のもの			○					○	保健所長
	3 同法第19条の9の 規定による指定病院 の指定の取消し		○							
	4 同法第27条第1項 (同法第44条におい て準用する場合を含 む。)の規定による 申請等のあった者 についての診察の実 施の命令								○	保健所長
	5 同法第27条第2項 (同法第44条におい て準用する場合を含 む。)の規定による 申請等のない場合 における診察の実 施の命令								○	保健所長
	6 第27条第3項 (同 法第44条において準 用する場合を含む。 )の規定による診 察の立会いの命令								○	保健所長
	7 同法第28条の規定 による診察の通知								○	保健所長
	8 同法第29条第1項 の規定による精神障 害者の入院の措置			○						





8	略	
9	略	
10	略	
11	略	
12	略	
13	略	
14	略	
15	略	
16	略	
17	略	
18	略	
十三 結核予 防法(昭和 26年法律第 96号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1~3 略	
4 同法第28条第1項及び第3項の規定による結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者の接客業等の業務への従事の禁止及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の適用を受ける者に対して当該処分を行う場合の鳥取労働局長との協議	<input type="checkbox"/>	保健所長
5~9 略		
10 同法第34条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担の決定	<input type="checkbox"/>	
11 略		
12 同法第35条の規定による接客業等への従事を禁止した者等の診療等に要する費用の負担の決定	<input type="checkbox"/>	
13~21 略		
22 同法第66条第4項の規定による労働安全衛生法の適用を受ける者等を対象として健康診断等を行うに当たっての鳥取労働局長等との協議	<input type="checkbox"/>	保健所長
十四 略		
十五 略		
十六 略		
十七 略		
十八 略		
十九 略		
二十 略		
二十一 略		
二十二 略		
二十三 略		
二十四 略		
環境政策課	一~十一 略	
一二 鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1~24 略	
十三及び十四 略		
十五 鳥取県環境影響評価条例(平	1~4 略	

10	略	
11	略	
12	略	
13	略	
14	略	
15	略	
16	略	
17	略	
18	略	
19	略	
20	略	
十五 結核予 防法(昭和 26年法律第 96号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1~3 略	
4 同法第28条第1項及び第3項の規定による結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者の接客業等の業務への従事の禁止及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の適用を受ける者に対して当該処分を行う場合の鳥取労働局長との協議	<input type="checkbox"/>	保健所長
5~9 略		
10 同法第34条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担	<input type="checkbox"/>	
11 略		
12 同法第35条の規定による接客業等への従事を禁止した者等の診療等に要する費用の負担	<input type="checkbox"/>	
13~21 略		
22 同法第66条第4項の規定による労働安全衛生法の適用を受ける者等を対象として健康診断等を行うに当たっての鳥取労働局長等との協議	<input type="checkbox"/>	保健所長
十六 略		
十七 略		
十八 略		
十九 略		
二十 略		
二十一 略		
二十二 略		
二十三 略		
二十四 略		
環境政策課	一~十一 略	
一二 鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1~24 略	
十三及び十四 略		
十五 鳥取県環境影響評価条例(平	1~4 略	



成10年鳥取  
県条例第24  
号)に基づ  
く知事の権  
限に属する  
事務

十六及び十七 略

十八 温泉法 (昭和23年 法律第125 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第3条第1項 の規定による土地の 掘削の許可	○							
	2 同法第5条の規定 による土地の掘削の 許可の取消し	○							
	3 同法第6条の規定 による土地の掘削の 許可の取消し又は公 益上必要な措置の命 令	○							
	4 同法第7条の規定 による原状回復の命 令	○							
	5 同法第8条第1項 の規定による温泉の ゆう出路の増掘又は 動力の装置の許可、 許可の取消し、原状 回復の命令等	○							
	6 同法第9条第1項 の規定による温泉の 採取の制限の命令	○							
	7 同法第11条第1項 の規定による温泉の ゆう出量等に対する 影響の阻止に必要な 措置の命令	○							
	8 同法第12条の規定 による温泉を公共の 浴用等に供すること の許可						○	保健所長	
	9 同法第15条の規定 による温泉利用施設 等の改善の指示		○						
	10 同法第16条第1項 の規定による温泉源 より温泉を採取する 者等に対する温泉の ゆう出量等についての 報告の命令						○	保健所長	
	11 同法第17条第1項 の規定による温泉の 利用施設への立入り 及び温泉のゆう出量 等についての検査の 実施						○	保健所長	
	12 同法第18条の規定 による温泉の利用許 可の取消し又は温泉 の利用の制限等の命 令		○						
十九 温泉法 施行規則(昭 和23年厚生 省令第35 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同規則第5条第1 項の規定による温泉 の成分等の揭示の内 容の届出の受理						○	保健所長	
二十 鳥取県 温泉法施行 細則(昭和 62年鳥取県 規則第24号 )に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同細則第14条の規 定による温泉利用施 設の設備の改修の届 出の受理						○	保健所長	
二十一 鳥取 県自然環境 保全条例(昭 和49年鳥 取県条例第 41号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第12条の規 定による自然環境保 全基本方針の策定等	○							
	2 同条例第13条の規 定による自然環境保 全地域の指定等	○							
	3 同条例第14条の規 定による自然環境保 全地域に関する保	○							

成10年12月  
鳥取県条例  
第24号)に  
基づく知事  
の権限に属  
する事務

十六及び十七 略

略									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全計画の決定等							
4 同条例第15条第2項の規定による県自然環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認	○						
5 同条例第16条第1項又は第2項の規定による県自然環境保全地域の特別地区の指定等	○						
6 同条例第16条第4項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可	○						
7 同条例第17条第1項又は第2項の規定による野生動植物保護地区の指定等	○						
8 同条例第17条第3項第6号の規定による県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷の許可	○						
9 同条例第18条の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○						
10 同条例第19条第1項の規定による県自然環境保全地域における行為の中止等の命令	○						
11 同条例第20条第1項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内又は野生動植物保護地区内における国の機関等の行う行為についての協議	○						
12 同条例第21条の規定による緑地環境保全地域の指定等	○						
13 同条例第22条の規定による緑地環境保全地域に関する保全計画の決定等	○						
14 同条例第23条第2項の規定による緑地環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認	○						
15 同条例第24条の規定による緑地環境保全地域内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○						
16 同条例第25条第1項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止等の命令	○						
17 同条例第29条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは自然環境に及ぼす影響の調査の	○						

		実施						
	10 同条例第50条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域の指定等のための実地調査の実施						○	
循環型社会推進	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく知事の権限に関する事務	1 同法第5条の3第1項の規定による廃棄物処理計画の策定					○	
		2 同法第5条の3第3項の規定による審議会等への意見聴取					○	
		3 同法第5条の3第4項の規定による廃棄物処理計画の公表						○
		4 同法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可						○ 保健所長
		5 同法第8条第4項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可申請に関する告示縦覧						○
		6 同法第8条第5項の規定による市町村長からの意見聴取						○
		7 同法第8条第6項の規定による利害関係者からの生活環境保全上の意見書の受理						○
		8 同法第8条の2第3項の規定による専門的知識を有する者への意見聴取						○
		9 同法第8条の2第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の検査						○ 保健所長
	10 略							
	11 同法第9条第3項又は第4項(同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の廃止等の届出又は一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出の受理						○ 保健所長	
	12 同法第9条第5項の規定による一般廃棄物最終処分場の確認						○ 保健所長	
	13 略							
	14 同法第9条の3第1項又は第2項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出の受理又は当該届出に係る計画の変更等の命令						○ 保健所長	
	15 同法第9条の3第4項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の内容が相当である旨の認定						○ 保健所長	
	16 同法第9条の3第7項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理						○ 保健所長	
	17 同法第9条の3第9項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令						○ 保健所長	
	18 同法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可						○ 保健所長	
廃棄物・再資源化推進	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく知事の権限に関する事務	1 同法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可						○ 保健所長
		2 同法第8条第4項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の検査						○ 保健所長
		3 略						
		4 同法第9条第3項又は第4項(同法第9条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の廃止等の届出又は一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出の受理						○ 保健所長
		5 略						
		6 同法第9条の3第1項又は第2項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出の受理又は当該届出に係る計画の変更等の命令						○ 保健所長
		7 同法第9条の3第3項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の内容が相当である旨の認定						○ 保健所長
		8 同法第9条の3第5項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令						○ 保健所長
		9 同法第9条の5第3項の規定による一般廃棄物処理施設の承継の届出の受理						○ 保健所長

19	同法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可								○	保健所長
20	同法第9条の7第2項の規定による一般廃棄物処理施設設置者の相続の届出の受理								○	保健所長
21	同法第12条第7項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の受理								○	保健所長
22	同法第12条第8項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の報告の受理								○	保健所長
23	同法第12条第9項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の公表			○						
24	同法第12条の2第8項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の受理								○	保健所長
25	同法第12条の2第9項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の報告の受理								○	保健所長
26	同法第12条の2第10項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の公表			○						
27	同法第12条の3第6項の規定による産業廃棄物管理票に関する報告書の受理								○	保健所長
28	同法第12条の6の規定による産業廃棄物の処理に関する勧告								○	保健所長
29	略									
30	略									
31	略									
32	同法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの								○	保健所長
33	同法第14条の3の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集運搬業又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの								○	保健所長
34	略									
35	略									
36	略									
37	略									
38	同法第14条の6において準用する同法第14条の3の規定に			○						
10	同法第11条第1項の規定による産業廃棄物処理計画の決定								○	保健所長
11	同法第12条第5項の規定による産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示								○	保健所長
12	同法第12条の2第6項の規定による特別管理産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示								○	保健所長
13	同法第12条の3第4項の規定による特別管理産業廃棄物管理票に関する報告書の受理								○	保健所長
14	同法第12条の4の規定による特別管理産業廃棄物の処理に関する勧告								○	保健所長
15	略									
16	略									
17	略									
18	同法第14条の3において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの								○	保健所長
19	同法第14条の3において準用する同法第7条の3の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集運搬業又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの								○	保健所長
20	略									
21	略									
22	略									
23	略									
24	同法第14条の6の規定による特別管理産業廃棄物の収集運			○						

よる特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令									
39 略									
40 同法第15条第4項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可申請に関する告示縦覧		○							
41 同法第15条第5項の規定による市町村長からの意見の聴取		○							
42 同法第15条第6項の規定による利害関係者からの生活環境保全上の意見書の受理			○						
43 同法第15条の2第2項(同法第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設等の過度の集中による大気環境基準確保の困難認定			○						
44 同法第15条の2第3項(同法第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による専門的知識を有する者への意見聴取		○							
45 同法第15条の2第3項(同法第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	保健所長	
46 同法第15条の2第4第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	保健所長	
47 同法第15条の2の4第3項において準用する同法第9条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止等の届出又は産業廃棄物最終処分場の理立処分終了の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	保健所長	
48 同法第15条の2の4第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の基準適合確認 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	保健所長	
49 略									
50 同法第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は併設の許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	保健所長

業業又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令									
25 略									
26 同法第15条第4項(同法第15条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	保健所長
27 同法第15条の2第4第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	保健所長
28 同法第15条の2第3項において準用する同法第9条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止等の届出又は産業廃棄物最終処分場の理立処分終了の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの				○					○ 保健所長
29 略									
30 同法第15条の4において準用する同法第9条の5第2項の規定による産業廃棄物処理施設の承継の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの				○					○ 保健所長

	の 51 同法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○							○	保健所長
	52 同法第15条の4において準用する同法第9条の7第2項の規定による産業廃棄物処理施設設置者の相談に関する届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの	○							○	保健所長
	53 同法第15条の8第1項及び第2項の規定による廃棄物処理センターの事業計画及び事業報告等の受理		○							
	54 同法15条の13の規定による廃棄物処理センター事務所への立入検査		○							
	55 同法15条の14の規定による監督命令		○							
	56 同法第18条第1項の規定による報告の徴収 (一) 産業廃棄物処理業に係るもの (二) (一)以外のもの		○						○	保健所長
	57 略									
	58 略									
	59 同法第19条の5の規定による措置の命令		○							
	60 同法第19条の6の規定による排出事業者等に対する措置の命令		○							
	61 同法第19条の8第1項の規定による生活環境保全上の支障の除去		○							
	62 同法第19条の8第2項及び第3項の規定による費用の徴収		○							
	63 同法第19条の10第1項又は第3項の規定による最終処分場の届出台帳の調製又は閲覧の請求の受理		○							
	64 略									
	65 同法第23条の3の規定による警察本部長への意見聴取		○							
	66 同法第23条の4の規定による警察本部長からの意見の受理		○							
	67 同法第23条の5の規定による関係行政機関等への照会		○							
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に基づく	1 同令第17条の規定による廃棄物再生事業者の登録証明書の交付 2 同令第18条の規定による登録廃棄物再		○							
31 同法第18条第1項の規定による廃棄物の保管等に関する報告の徴収(産業廃棄物の処分業に係るものを除く。)									○	保健所長
	32 略									
	33 略									
34 同法第19条の4の規定による措置の命令			○							
35 同法第19条の5第1項又は第3項の規定による最終処分場の届出台帳の調製又は閲覧の請求の受理			○							
	36 略									
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に基づく	1 同令第16条の規定による廃棄物再生事業者の登録証明書の交付 2 同令第17条の規定による登録廃棄物再		○							



